

令和7年度東部資源化センター運転業務委託 特記仕様書

目次

第1章 業務概要

- 第1条 業務の概要
- 第2条 業務の範囲
- 第3条 業務従事者名簿等の提出
- 第4条 有資格者等の配置
- 第5条 ごみの受入れ
- 第6条 使用車両及び特殊車両
- 第7条 使用車両及び特殊車両検査等
- 第8条 機器の点検整備、修理
- 第9条 保全の職務
- 第10条 業務従事者の交代
- 第11条 業務従事者の服装
- 第12条 連絡調整等

第2章 業務内容

- 第13条 保守点検作業内容
- 第14条 運転等
- 第15条 人員配置及び勤務時間
- 第16条 火災・災害の予防
- 第17条 コロナ感染予防

別紙1 運転条件

第1章 業務概要

(業務の概要)

第1条 業務の概要は、次のとおりである。

- (1) 業務名 令和7年度東部資源化センター運転業務委託
- (2) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (3) 履行場所 福岡市蒲田五丁目11番1号
- (4) 施設名及び施設概要
 - ア 施設名 福岡市東部資源化センター
 - イ 施設概要 処理能力 1号系75t/日、2号系100t/日
選別区分 4種選別(可燃物、不燃物、鉄、アルミ)
- (5) 運転条件 別紙1のとおり
- (6) 公害防止基準 遵守すること

(業務の範囲)

第2条 業務の範囲は、次のとおりである。

- (1) 次に掲げる設備の運転操作、保守、点検(日常、月例等)、整備、調整、修理、測定記録等
 - ア 受入供給設備
 - イ 破砕設備
 - ウ 選別設備
 - エ 搬送設備
 - オ 貯留設備
 - カ 可燃物搬出設備
 - キ 集じん・防じん設備
 - ク 電気設備
 - ケ 計装設備
 - コ 付帯設備
 - サ 建築設備(建築電気、機械設備を含む。)
- (2) ごみの受入監視業務
- (3) 下記に定める業務の実施にあつては、「3 項目別作業要領 別表」に従って行うものとする。
 - ア ごみの受入れ監視業務
 - イ 破砕処理不適物の監視、除去及び整理処理業務
 - ウ 破砕機・選別装置運転業務
 - エ ホイールローダ等運転業務
 - オ 場内清掃業務
 - カ ごみサンプルの採集や回収物組成調査の協力
 - キ プラント付帯設備・建築設備の運転操作及び保守点検整備
 - ク 搬入された破砕処理困難物の搬出及び対応・整理

- (4) その他
 - ア プラント、建築設備機器等の故障時の緊急対応（軽微な修理含む）
 - イ ごみ火災、プラント機器火災時の初期消火活動（第16条参照）
 - ウ 発注者が行う環境活動等への協力
- (5) 施設の清掃、整頓
 - ア 装置、設備、工場棟各室内、廊下及び受注者が使用する部屋等の清掃
 - イ 物品等の整理整頓
 - ウ 運転日誌等帳票類の整理、整頓
- (6) 消耗品類、貸与物件等の管理
 - ア 業務に関する消耗品類、部品、材料、油脂類の管理・在庫確認・受入立会
 - イ 貸与物件の管理

（業務従事者名簿等の提出）

第3条 受注者は、業務従事者の役職（担当）、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号を記載した業務従事者名簿及び第4条に規定する資格取得者名簿を発注者に提出すること。

（有資格者等の配置）

第4条 受注者は、次の資格を有する者を配置し、必要な作業主任者、取扱責任者を選任すること。

- (1) 電気主任技術者
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (3) アーク溶接特別講習修了者
- (4) ガス溶接技能講習修了者
- (5) フォークリフト運転技能講習修了者
- (6) 玉掛け技能者
- (7) 車両系建設機械技能資格者
- (8) ボイラー取扱技能講習修了者又は、二級ボイラー技士
- (9) その他業務の履行上法令で定められた資格者

2 前項各号に掲げる資格については、複合資格者を認める。

（ごみの受入れ）

第5条 ごみの受入れは、下表のとおりとする。

	区 分	ごみの受入れを行う日	受け入れ時間
ごみの受入れ	委託不燃ごみ （家庭系等）	不燃物の早朝受入表による	午前0時30分から 午後4時まで
	その他 （昼間の自己搬入）	工場定期修理時の全炉停止日 日曜日以外 （1月1～3日は除く）	午前8時30分から 午後4時まで

(使用車輛及び特殊車輛)

第6条 業務の実施に必要な下記の車輛及び特殊車輛を常備しなければならない。

- | | | | |
|-----|-----------------|--------|--------|
| (1) | ホイールローダ | (13t) | 1台程度 |
| (2) | ダンプトラック | (1t) | 1台程度 |
| (3) | フォークリフト(バッテリー車) | (1t) | 1台程度 |
| (4) | フォークリフト(バッテリー車) | (2.5t) | 3～4台程度 |

2 業務の都合により車輛及び特殊車輛の常備台数に変更が生じる場合、発注者と受注者で協議を行い決定する。

(使用車輛及び特殊車輛検査等)

第7条 車輛及び特殊車輛については、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用する車輛及び特殊車輛は、発注者の検査を受け検査合格の表示をして使用すること。
- (2) 車輛及び特殊車輛は、常に整備点検を行い不備があってはならない。また、常に洗浄等により清潔を保つこと。

2 発注者が受注者所有の車輛及び特殊車輛を検査し、不備と認めるものについては、受注者の費用負担によりその不備事項を速やかに改善すること。

(機器の点検整備、修理)

第8条 機器の点検整備については次のとおりとする。

- (1) 点検

各種機器を巡回し、異常音、振動、損傷、漏水、稼働状況、計器の指示確認、油漏れ等を点検して、その状況を報告すること。

- (2) 整備

常に各種機器が正常に作動するよう清掃、注油、油や水・蒸気漏れの防止等に努めること。また、点検の結果、異常箇所が発見された場合は、直ちに発注者担当者に報告するとともにその依頼に基づき、異常箇所を整備し、機器の運転に支障のないよう努めなければならない。

- (3) 修理及び造作

受注者は、点検・整備で発見した不良箇所や故障箇所のうち、支給材料等を用いて修理可能なものについては、発注者の承諾を得て修理しなければならない。但し、緊急を要する場合には緊急措置を行った後、発注者に報告するものとする。受注者は、業務の実施に必要な軽易な造作は、発注者と協議して実施しなければならない。

- (4) その他

支給品・貸与品については、責任を持って使用すること。また、東部資源化センター場内、施設内及びその周辺を常に整理し、美観及び衛生を保つなど適正な管理を行うこと。

(保全の職務)

第9条 保全担当者は、設備の各種点検を専門的立場で継続して行い、発注者が行う修理、取替及び更新等の整備計画に役立つように点検内容の深度化に努めること。

2 発注者が行う施設の定期点検時等には、工程及び内容を十分把握して、作業中の立会を行うこと。

(業務従事者の交代)

第10条 受注者は、業務従事者の変更が必要なときは、原則として20日前までに有資格者証の写しを添えて発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

(業務従事者の服装)

第11条 受注者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。

2 業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、作業服、作業靴(安全靴)等を使用し又は着用すること。

(連絡調整等)

第12条 受注者は、発注者が開催する次の連絡調整会議に出席すること。

- (1) 安全衛生会議
- (2) 安全パトロール
- (3) その他、発注者の招集する会議等

第2章 業務内容

(保守点検作業内容)

第13条 一般的な作業内容については、次のとおりとする。

(1) 適用範囲

本仕様書は、東部資源化センター運転業務委託の一般的な作業要領について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても修理等、本施設の良いな運転を維持するため必要な事項については、発注者と協議し必要な処置を行う。

(2) 運転

本委託に係わる機器及び装置の運転は、発注者ごみ処理計画に基づくものとする。また、運転操作にあたっては、関係法令及び運転操作要領に基づき、安全を第一としてその性能を十分発揮させるよう効率的な運転を行う。

(3) 管理

本委託においては、発注者との窓口を1カ所にまとめ相互の責任者を設定し、運転を行う。また、従業員の監督については、受注者にて全責任を負うものとする。

(4) 安全衛生

本委託に係わる運転及び点検整備にあたっては、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき労働者の安全と健康を確保するように努める。

特に下記の作業については、十分安全に留意すること。

- ア 爆発事故発生の恐れのある場所及び爆発による影響のある場所での作業
- イ 破砕不適物の除去整理作業
- ウ 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- エ 高所作業
- オ 電気取扱い作業
- カ 温度の高い場所における作業及び高温部に接触する恐れのある作業
- キ 玉掛け作業

- ク コンベア、シュート等ごみ詰まり除去作業
- ケ VDT作業
- コ 特殊車両等の運転

(5) 作業計画

本委託に係わる点検整備作業を行う場合は、月間作業計画を作成し発注者の承認を受けるものとする。作成にあたっては、発注者が行う定期点検整備工程及び発注者運転計画との調整をはかる。

2 作業要領

本委託に係わる機器及び装置については、各系統の作業（3 項目別作業要領 別表）によるほか、建築付帯設備の空調、給湯、電気、給排水衛生、消防設備についても監視、点検整備、報告を行うこと。

(1) 機器・装置・電気盤類（操作盤含む）及び各種装置廻り床、排水溝等の清掃

(2) 施設の巡回点検

(3) 日常点検業務内容（各設備に共通する事項）

- ア ごみづまり、ごみの落下等の有無の確認
- イ 異音、異臭、振動の有無と各部温度の確認
- ウ 冷却水、シール水及び潤滑油等の量、温度、汚れ等の確認
- エ 機器及び配管各部の油、蒸気、ガス、その他の漏洩の有無の確認
- オ ベルト類のキズの有無及び蛇行の有無等の確認
- カ Vベルト、チェーン、コンベア類の張りの確認
- キ 各計器の指示作動確認と表示ランプの点灯の確認
- ク ボルトの不良、弛みまたは、各部の変形脱落物の有無の確認
- ケ 始業点検と運転終了後の点検清掃（装置廻り床含む）
- コ 運転に係る取替部品（保全作業含む）、燃料、油脂類、薬品類その他消耗品の在庫管理及び購入依頼
- サ 必要な箇所のドレン抜き状況及びスチームトラップ作動状況の確認
- シ 各槽のレベル確認
- ス インク及びインクリボン等の有無、状況の確認
- セ 腐食及びスケールの有無確認
- ソ 日報及び打ち出しデーターによる点検
- タ CRT、ITV等による点検確認

(4) 整備内容

- ア ごみづまりの解消
- イ 駆動部、減速機、摺動部、オイルタンク、軸受及びその他必要箇所の注油ならびに補給。また、機器に応じた油脂類（作動油等含む）の交換
- ウ 錆落とし塗装及びスケールの除去
- エ 機器、装置及び配管（弁類、フランジ等含）に於いて、油、蒸気、ガス、その他漏洩箇所の増締め。また、部品類、弁類、パッキン類、シール類、ボルト、その他消耗品類の交換
- オ 駆動部（ベルト、チェーン等）調整と交換

- カ コンベア類の張り調整
 - キ リミットスイッチの調整
 - ク 冷却水量、シール水量の調整
 - ケ 必要箇所のドレン抜き
 - コ グリスニップル類、不良ボルトナット類の交換
 - サ 圧力、液面、温度等の計器の整備交換
 - シ ノズル類、フィルター、ストレーナ類の清掃と交換
 - ス 軽微な変形修正とボルトナット類の増締め
 - セ ランプ類の交換
 - ソ 電気計装盤類の点検、清掃及び電気機器の絶縁抵抗等の測定
 - タ 消耗品の補充
 - チ 定期的な整備と清掃
 - ツ その他発注者が外部に発注する整備以外のもので、日常の運転管理上当然必要と思われるもの。
- (5) 定期及び異常時における負荷の切替
 - (6) 機器停止期間中の点検整備、清掃ならびに各保安装置等の確認試験を行い、常に運転可能な状態に保持する。
 - (7) 油脂等の在庫を確認し、関係業務に支障がないよう受け入れについて発注者に連絡、協議する。
 - (8) 発注者が行う定期点検整備期間中には作業計画に基づいて整備、清掃を行う。
 - (9) 故障修理及び定期点検時の点検、整備
 - (10) 異常時における適正な処置と発注者への連絡
また、運転操作についても、常に発注者と密接に連絡をとること。
 - (11) 運転に係る日報、月報、年報及びその他関係書類の作成、保管と発注者の依頼する書類の提出
 - (12) 発注者ごみ搬入計画または、その他の理由による運転停止期間における破砕機及び関連機器装置の維持管理
 - (13) 構内清掃（資源化センター搬入出路を含む）
 - (14) 通常運転時及び災害発生時における東部工場との相互連絡及び作業協力
 - (15) 降雪時のごみ搬入車両等への安全対策実施

3 項目別作業要領

別表

	項 目	作 業 要 領
受け入れ供給系統	1 ごみの受入れ	(1)搬入車を誘導, 監視
		(2)不適物を確認した場合にはその性状により処理及び指示を行う
		(3)ヤード等の清掃及び不適物の片付け
		(4)ヤード等の監視
		(5)搬入出路の立入禁止灯の設置
		(6)小型家電, ケーブル類の分解収集
		(7)エアゾール缶等の穴あけ処理
		(8)シャッターの開閉及び作動点検
		(9)フォークリフトによるごみ収集
	2 破碎不適物の監視及び除去	(1)不適物を監視し除去する
(2)破碎不適物貯留ヤード及び破碎不適物処理ヤードの不適物整理 (不適物ボックスの整理含む)		
破碎設備系統	1 投入ホッパー及びフロア	(1)投入ホッパー及びフロアの点検, 清掃ならびに整理を適宜行う
		(2)ブリッジ発生時の処置
		(3) フォークリフトによるごみの投入
	2 ごみ切出しコンベア 破碎機投入コンベア	(1)駆動状況の日常確認
		(2)本体及び駆動装置の点検, 整備
		(3)リターンダストの排出処理
		(4)処理系統に異常を生じたときは停止し処置する
		(5)モータ電流計を監視し異常時には適切な処置を行う
		(6)その他消耗品の交換
	3 破碎機	(1)駆動状況の日常確認
		(2)本体及び駆動装置の点検, 整備
		(3)冷却水通水及び温度確認(起動・停止時)
		(4)蒸気吹込状況及びシール状況確認
		(5)ハンマーの反転, 取替及びその他消耗品の交換
		(6)ケーシング開閉用油圧ユニット及び駆動装置の点検, 整備
		(7)ハードフェーシング (作業表面硬化肉盛)

	項 目	作 業 要 領
破 碎 設 備 系 統	4 排出振動コンベア	(1)駆動状況の日常確認 (2)本体及び駆動装置の点検, 清掃 (3)搬送状況を監視し異常時処置
	5 爆発防止用排風機及びダクト	(1)空気吸込口のスクリーン清掃 (2)デミスターの点検, 清掃 (3)ダクトの腐食, 漏れの点検
	6 爆発防止用集じんタンク	(1)水位の確認と調整 (2)ドレン抜き及び清掃 (3)漏れの確認
	7 爆発防止用蒸気設備 熱風発生装置	(1)漏れの確認 (2)吸込ノズル, ドレントラップ, ドレンタンク等の清掃及び取替 (3)電磁弁, コントロール弁等の点検, 整備
	8 破碎機室 換気設備	(1)駆動状況の日常確認 (2)ダクトの腐食, 漏れの点検
	9 破碎機消火設備	(1)漏れの確認 (2)吹込ノズルの清掃, 取替
	1 破碎ごみ移送コンベア(1),(2) アルミ選別コンベア	(1)駆動状況の日常確認 (2)本体及び駆動装置の点検, 清掃
	アルミ移送コンベア(1),(2)	(3)電流計監視, 異常時処置 (4)ベルト弛み点検, 調整 (5)ベルト蛇行点検, 調整 (6)ベルト付着物点検, 清掃 (7)ベルト傷, 亀裂, 摩耗点検 (8)ローラ回転点検 (9)シュート類のごみづまり解消
	2 磁選機 不純物除去磁選機(1),(2)	(1)駆動状況の日常確認 (2)ベルト弛み点検, 調整 (3)ベルト蛇行点検, 調整 (4)絶縁抵抗の測定
3 鉄用風力選別機	(1)駆動状況の日常確認 (2)分離能力の確認及び調整 (3)風量ダンパー点検及び調整 (4)ブリッジの有無点検 (5)内部汚れ付着物点検, 清掃	

	項 目	作 業 要 領
選別系統	4 鉄選別通風機	(1)空気吸込口のスクリーン清掃
	ダクト	(2)各ダンパーの調整, 点検
		(3)ダクトの腐食, 漏れの点検
		(4)通風機の点検, 清掃
	5 鉄精選装置	(1)駆動状況の日常確認
		(2)ベルトの張り, 摩耗, 蛇行, 状態の点検
		(3)絶縁抵抗の測定
		(4)コイル抵抗の測定
	6 可燃物・不燃物選別装置	(1)駆動状況の日常確認
		(2)トロンメル回転速度の確認
		(3)本体及び駆動装置の点検, 清掃
		(4)搬送状況を監視し異常時処置
	7 アルミ選別装置	(1)ベルト弛み点検,調整
	精選用アルミ選別装置	(2)ベルト蛇行点検,調整
		(3)ベルト付着物点検,清掃
		(4)ベルト傷,亀裂,摩耗,点検
	(5)マグネットローター回転点検	
8 アルミ缶ガス抜き装置	(1)駆動状況の日常確認	
	(2)カッター点検	
	(3)絶縁抵抗の測定	
鉄移送貯留系統	1 鉄移送コンベア(1)(2)(3)	※選別系統ベルトコンベアと同じ
	鉄振分けコンベア	
	2 鉄分散装置	(1)駆動状況の日常確認
燃物移送系	1 不燃物移送コンベア	※選別系統ベルトコンベアと同じ
	不燃物振分けコンベア	
	2 不燃物貯留ホッパー 駆動装置	(1)駆動状況の日常確認
		(2)油圧ユニット及び駆動装置の点検, 清掃
	(3)レベル計の調整及び清掃	
可燃物移送系統	1 可燃物移送コンベア	※選別系統ベルトコンベアと同じ
	(2)(3)(4)	(1)可燃物搬出(4)のベルトスケール調整
	可燃物搬出 (1)(2)(3)(4)	
	2 可燃物排出装置	(1)ダンパー開閉確認及び点検, 整備
		(2)シュートブリッジの処置
		(3)エアシリンダ空気洩れ点検
(4)コンプレッサー-空気圧, 油量等点検確認		
(5)コンプレッサーのドレン抜き確認		

	項 目	作 業 要 領	
可燃物移送系統	3 可燃物集じんコンベア	(1) 駆動状況の日常確認	
		(2) 本体及び駆動装置の点検, 清掃	
		(3) 電流計監視, 異常時処置	
		(4) スクリュー羽根点検	
		(5) ごみづまり解消	
	4 可燃物集じん装置	(1) 駆動状況の日常確認	
	(2) 分離能力の確認		
	(3) ブリッジの処置		
集じん・防じん系統	1 サイクロン	(1) 分離能力の確認	
		(2) ブリッジの処置	
		(3) 二重ダンパ作動確認	
	2 バグフィルター	(1) 日常点検	
		(2) ろ布の点検	
		(3) ダストの片付け	
		(4) コンプレッサー空気圧, 油量, ドレン抜き等の確認	
	3 集じん用排風機及びダクト	(1) 駆動状況の日常確認	
		(2) ダクトの腐食, 漏れの点検	
(3) ダクト内の点検, 清掃			
電気設備系統	1 高圧設備	(1) 高圧配電盤運転状態の監視	
		(2) 変圧器運転状態の監視	
		(3) 室内の定期的な清掃	
		(4) 監視盤による運転状態の監視	
		(5) 継電器動作時の原因調査と復旧	
		(6) 監視盤と操作盤の点検清掃	
	2 電源設備	(1) 運転状態の監視	
		直流電源装置	(2) 異常発生時の原因調査と復旧
			(3) 蓄電池の点検
			(4) 制御盤の外観点検
	3 負荷設備	(1) 負荷の投入及び開放	
		配電盤, 現場盤	(2) 室内及び盤面の定期的な点検清掃
		補助継電器盤	(3) 過負荷及び地落時の原因調査と復旧
建築付帯設備		(4) 絶縁抵抗測定	

	項 目	作 業 要 領
給排水系統	1 給水設備	(1)揚水状態の確認
	各種水槽	(2)水位の確認と調整
	各ヘッド・各ポンプ	(3)機器、装置への給水量の確認
	2 冷却塔	(1)駆動状況の日常確認と清掃
		(2)ブロー水量の調整、確認
	3 排水設備	(1)揚水状態の確認
	各汚水槽	(2)水位の確認と調整
	各ポンプ	(3)ポンプの作動状況の確認及び異物の除去
積み込み運搬系統	1 ホイールローダ	(1)有価物の積み込み
		(2)各貯留ヤードの清掃、片付け
		(3)破碎不適物の積み込み及び場内運搬
		(4)可燃物の東部工場への運搬
		(5)その敷地内でのホイールローダによる作業
	2 ダンプトラック	(1)場内のごみ移送
		(2)破碎不適物の積み込み及び場内運搬
		(3)鋼材の運搬
		(4)不純物の移送
3 フォークリフト (2.5 t)	(1)場内のごみ収集・移送	
	(2)ごみの運搬	
	(3)投入ホッパへごみの投入	
設備帯	1 掃除用空気供給装置	(1)駆動状況の日常点検
	制御用空気圧縮装置	(2)ドレンの排出確認
中央監視系統	1 中央監視室	(1)各装置の発停
		(2)オペレーターコンソール、ITV の監視によるトラブル処置
		(3)警報確認トラブル処置
		(4)ごみ切出し、破碎機投入コンベア発停及びスピードコントロール
		(5)ごみ流れ系統のトラブル発生時は、投入コンベアを 停止し処置する。
		(6)運転記録、日報等作成
その他	1 酸素計、可燃ガス検知及び温度計、火災感知器 他	各計器取付部の点検、清掃
	2 ITV	監視用ITVの点検、清掃 (レンズ)
	3 散水ノズル	散水用、消火用ノズルの点検、清掃、取替
	4 小型ボイラー	(1)本体、燃焼装置、自動制御装置、附属品の損傷、異常の有無 (2)締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無
	5 建築付帯設備	(1)運転状態の監視と操作 (2)日常点検整備 (3)異常発生時の処置と連絡

(運転等)

第14条 施設の運転は1日7.5時間運転(8時半～16時)、搬入されたごみは当日処理を原則とする。ただし、予期せぬトラブル等が発生した場合この限りではない。また、ごみ処理量に応じて、1系列運転と2系列同時運転の併用運転を行う。

- (1) 日常保守点検作業は、原則として日勤時間内に実施するものとする。
- (2) 発注者により施設又は設備の休止等の依頼があった場合は、速やかに対応を協議することとする。

(人員配置及び勤務時間)

第15条 受注者の日勤者及び早朝勤務者の人員配置及び勤務時間は、発注者の勤務時間を勘案し、受注者が決定する。

(人員配置例)

(1) 全般管理・事務業務

区分	建築保全業務積算要領の技術者区分	従事人数
業務責任者	保全技師Ⅱ	1人程度
副責任者	保全技師補	1人程度
事務員	保全技術員補	1人程度

(2) 運転操作監視業務

区分	建築保全業務積算要領の技術者区分	摘要	従事人数
班長	保全技師補	平日	1人程度
		土曜日	1人程度
運転監視員	保全技術員	平日	7～8人程度
		土曜日	7～8人程度

(3) 投入監視業務

区分	建築保全業務積算要領の技術者区分	摘要		従事人数
投入監視員	保全技術員補	昼間	平日	6人程度
			土曜日	6人程度
		夜間	平日	3人程度
			土曜日	3人程度

なお、投入監視員における夜間勤務者の内1名は別途発注の警備員との引継ぎの為、1名早出勤務を行うこと。

上記は例示であり、実際の従事者配置の決定及び変更については受注者自ら行うこと。

(火災・災害の予防)

第16条 施設内外において火災及び異常がないかの点検・巡視を全日行うこと。

- (1) 異常時には適正な処置と発注者への連絡を行なうとともに、緊急を要する事態となった場合は迅速に消防署への連絡を行なうこと。
- (2) 火災の早期発見・早期消火に努めるため、施設点検・巡視時には、発火頻度が多い鉄貯留ヤード、アルミ貯留ヤード、不燃物貯留ホッパーについては、特に注意すること。

(コロナ感染予防)

第17条 受注者は、本委託の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に努めるとともに、罹患者が生じた際にも業務を継続できる体制をとること。

1 運転時間

(1) 施設の運転は1日7.5時間運転(8時半～16時)、搬入されたごみは当日処理を原則とする。ただし、予期せぬトラブル等が発生した場合この限りではない。また、ごみ処理量に応じて、1系列運転と2系列同時運転の併用運転を行う。

2 計画ごみ質(参考値)

(1) ごみ組成

(重量%)

		可燃物	不燃物	鉄	アルミ	計
重量	平均	20	38	37	5	100
	最少～最大	13～27	25～51	24～50	3～7	—
容量	平均	32	15	36	17	100
	最少～最大	21～43	10～20	24～48	11～23	—

(2) 選別区分の回収率及び純度(下限値)

(重量%)

	可燃物	不燃物	鉄	アルミ
回収率	70	90	85	60
純度	85	70	98	95

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。)及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2) 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

R6.10.31作成

別表

令和7年度集計表	
○	264
許可	44
西部	0
東部	3
×	54
合計	365

令和7年度 資源化センターにおける不燃物の早朝受入日
(令和7年4月～9月)

令和7年4月

4月集計表			
○	22	許可	4

日	月	火	水	木	金	土
		1 許可	2 ○	3 ○	4 ○	5 許可
6 ×	7 ○	8 ○	9 ○	10 ○	11 ○	12 ○
13 ×	14 ○	15 ○	16 ○	17 ○	18 ○	19 ○
20 ×	21 ○	22 ○	23 ○	24 ○	25 ○	26 許可
27 ×	28 ○	29 ○	30 許可			

5月

5月集計表			
○	22	許可	5

日	月	火	水	木	金	土
				1 許可	2 ○	3 許可
4 ×	5 ○	6 ○	7 ○	8 ○	9 ○	10 ○
11 ×	12 ○	13 ○	14 ○	15 ○	16 ○	17 ○
18 ×	19 ○	20 ○	21 ○	22 ○	23 ○	24 許可
25 ×	26 ○	27 ○	28 ○	29 ○	30 許可	31 許可

6月

6月集計表			
○	22	許可	3

日	月	火	水	木	金	土
1 ×	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 許可
8 ×	9 ○	10 ○	11 ○	12 ○	13 ○	14 ○
15 ×	16 ○	17 ○	18 ○	19 ○	20 ○	21 ○
22 ×	23 ○	24 ○	25 ○	26 ○	27 ○	28 許可
29 ×	30 許可					

7月

7月集計表			
○	22	許可	5

日	月	火	水	木	金	土
		1 許可	2 ○	3 ○	4 ○	5 許可
6 ×	7 ○	8 ○	9 ○	10 ○	11 ○	12 ○
13 ×	14 ○	15 ○	16 ○	17 ○	18 ○	19 ○
20 ×	21 ○	22 ○	23 ○	24 ○	25 ○	26 許可
27 ×	28 ○	29 ○	30 許可	31 許可		

8月

8月集計表			
○	22	許可	4

日	月	火	水	木	金	土
					1 許可	2 許可
3 ×	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	8 ○	9 ○
10 ×	11 ○	12 ○	13 ○	14 ○	15 ○	16 ○
17 ×	18 ○	19 ○	20 ○	21 ○	22 ○	23 許可
24 ×	25 ○	26 ○	27 ○	28 ○	29 ○	30 許可
31 ×						

9月

9月集計表			
○	22	許可	4

日	月	火	水	木	金	土
	1 許可	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 許可
7 ×	8 ○	9 ○	10 ○	11 ○	12 ○	13 ○
14 ×	15 ○	16 ○	17 ○	18 ○	19 ○	20 ○
21 ×	22 ○	23 ○	24 ○	25 ○	26 ○	27 許可
28 ×	29 ○	30 許可				

【凡例】

- 委託+許可業者受入日
(『○』は、委託は全て東部受入、許可は東西受入)
- ×
- 委託・許可業者とも受入がない日

許可 許可業者のみ受入日(東西受入)

令和7年度 資源化センターにおける不燃物の早朝受入日

(令和7年10月～令和8年3月)

西部工場全停(10/1～10/20)の許可は全量東部搬入

10月							10月集計表							
日	月	火	水	木	金	土	〇	7	許可	3	〇東部	15	東部	2
			1	2	3	4								
			東部	〇東部	〇東部	東部								
5	6	7	8	9	10	11	×	〇東部						
12	13	14	15	16	17	18	×	〇東部						
19	20	21	22	23	24	25	×	〇東部	〇	〇	〇	〇		許可
26	27	28	29	30	31		×	〇	〇	〇	許可	許可		

11月							11月集計表							
日	月	火	水	木	金	土	〇	22	許可	3				
						1								許可
2	3	4	5	6	7	8	×	〇	〇	〇	〇	〇		許可
9	10	11	12	13	14	15	×	〇	〇	〇	〇	〇		〇
16	17	18	19	20	21	22	×	〇	〇	〇	〇	〇		〇
23	24	25	26	27	28	29	×	〇	〇	〇	〇	〇		許可
30							×							

12月							12月集計表							
日	月	火	水	木	金	土	〇	23	許可	4				
	1	2	3	4	5	6			許可					許可
7	8	9	10	11	12	13	×	〇	〇	〇	〇	〇		〇
14	15	16	17	18	19	20	×	〇	〇	〇	〇	〇		〇
21	22	23	24	25	26	27	×	〇	〇	〇	〇	〇		許可
28	29	30	31				×	〇	許可	〇				
			1/2振替											

令和8年1月							1月集計表							
日	月	火	水	木	金	土	〇	21	許可	3				
				1	2	3					×	×		×
4	5	6	7	8	9	10	東部	〇	〇	〇	〇	〇		〇
11	12	13	14	15	16	17	×	〇	〇	〇	〇	〇		〇
18	19	20	21	22	23	24	×	〇	〇	〇	〇	〇		許可
25	26	27	28	29	30	31	×	〇	〇	〇	〇	許可		許可

2月							2月集計表							
日	月	火	水	木	金	土	〇	22	許可	2				
1	2	3	4	5	6	7	×	〇	〇	〇	〇	〇		許可
8	9	10	11	12	13	14	×	〇	〇	〇	〇	〇		〇
15	16	17	18	19	20	21	×	〇	〇	〇	〇	〇		〇
22	23	24	25	26	27	28	×	〇	〇	〇	〇	〇		許可

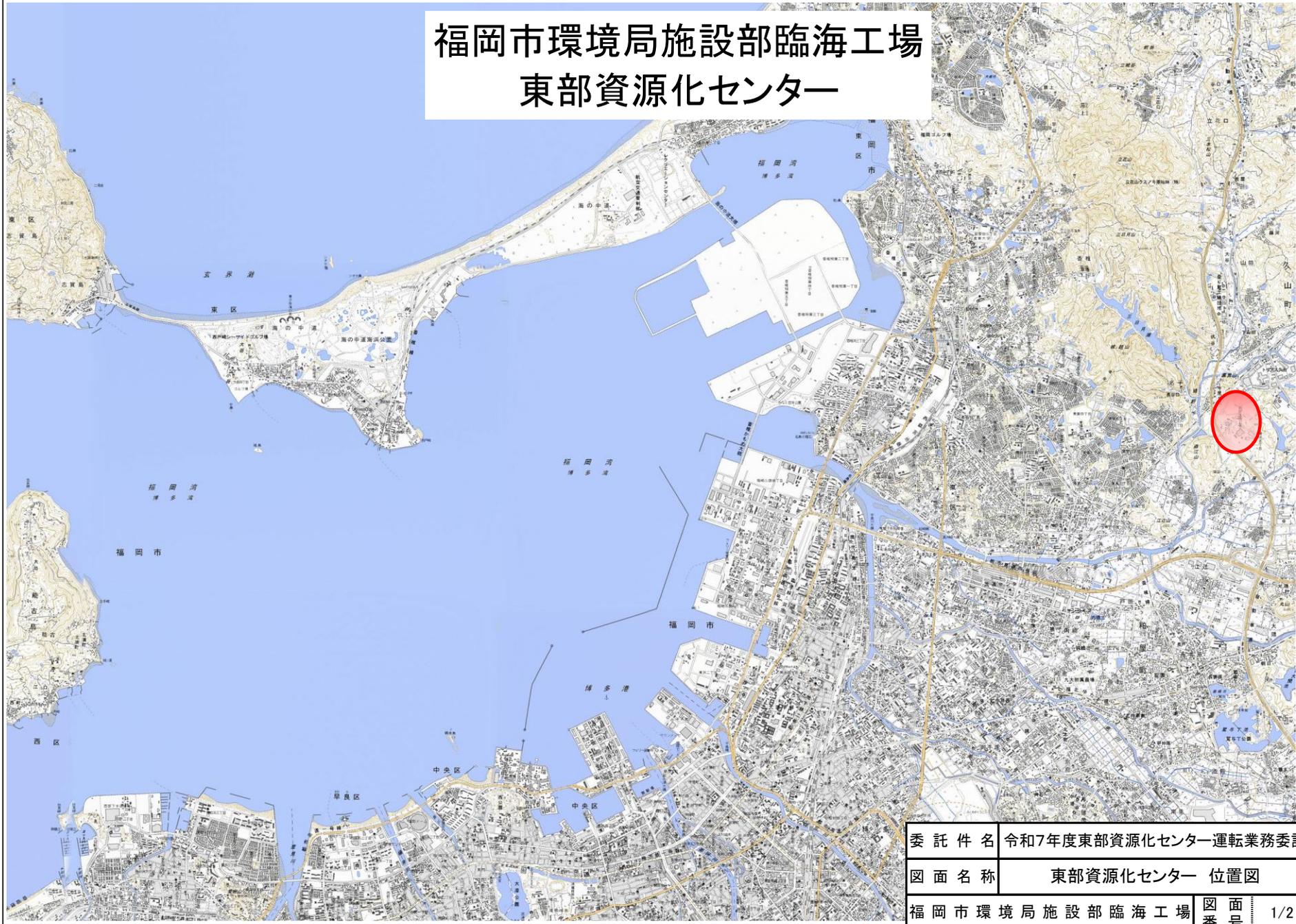
3月							3月集計表							
日	月	火	水	木	金	土	〇	22	許可	4				
1	2	3	4	5	6	7	×	〇	〇	〇	〇	〇		許可
8	9	10	11	12	13	14	×	〇	〇	〇	〇	〇		〇
15	16	17	18	19	20	21	×	〇	〇	〇	〇	〇		〇
22	23	24	25	26	27	28	×	〇	〇	〇	〇	〇		許可
29	30	31					×	許可	許可					

【凡例】

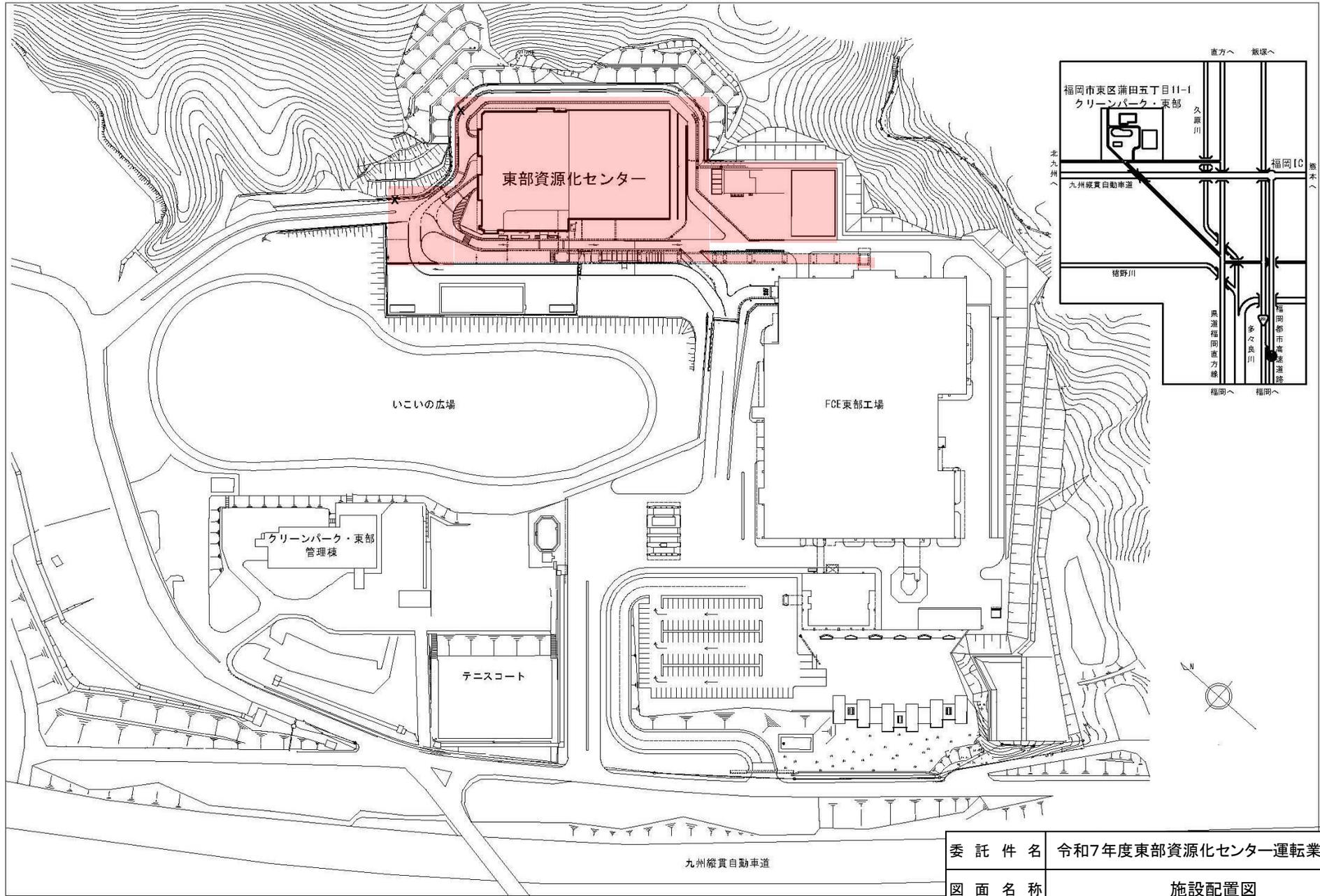
- 委託+許可業者受入日
(『〇』は、委託は全て東部受入、許可は東西受入)
- ×

- 許可 許可業者のみ受入日(東西受入)
- 東部 許可業者のみ受入日(東受入)
- 西部 許可業者のみ受入日(西受入)
- 〇東部 委託・許可は全て東部受入

福岡市環境局施設部臨海工場 東部資源化センター



委託件名	令和7年度東部資源化センター運転業務委託		
図面名称	東部資源化センター 位置図		
福岡市環境局施設部臨海工場	図面番	号	1/2



委託件名	令和7年度東部資源化センター運転業務委託
図面名称	施設配置図
福岡市環境局施設部臨海工場	図面番号 2/2